

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○鈴木委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。笠井亮君。

○笠井委員 おはようございます。日本共産党の笠井亮です。

まず、日本・ハンガリー社会保障協定についてであります。私もハンガリーに三年間在住したことがございます。本協定の締結によって、社会保障制度への二重加入の問題や保険料の掛け捨て問題、これが解決されるということでありまして、両国間の人的交流を円滑化して、ひいては経済交流を含む両国間の関係の一層の緊密化に資するものであり、賛成であります。

そこで、きょうは、障害者権利条約について質問いたします。

本条約は、一九四八年の世界人権宣言に由来する国際人権規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約を基礎として、障害者の人権と基本的自由

を確保して固有の尊厳の尊重を促進することを目的として採択され、極めて重要な意義を持つていると思えます。

この条約にふさわしい国内法の整備が必要だということ、この間、関連法がつくられてきたが、条約に照らせば、まだふさわしい国内法になっていないという声も強くあります。

そこで、岸田大臣、その意味では、本条約の批准というのは、国として内外に障害者の権利保障を確実に進めていく、ある意味でスタートの宣言ということだと思えます。政府として、批准後も、障害にかかわる全ての法律が権利条約の水準で進化、発展していくように力を尽くすべきだと思っておりますけれども、その点で、基本的なスタンス、立場を伺いたいと思えます。

○岸田国務大臣 まず、本条約は、障害者の人権ですとか基本的自由を確保する上で重要な意義を有していると認識をしております。そして、この条約がスタートになるのではないかと、認識を聞きたいという御質問をいただきました。まさに、それにつきましては、そのとおりだと認識をしております。

本条約の第四条に、経済的、社会的、文化的権利については漸進的に達成するものと規定しております。この規定を踏まえて、本条約締結後も、これらの権利の達成に向け引き続き努力していく必要があると認識をしております。

外務省としましても、障害当事者の方々の意見も踏まえて、関係省庁と連携しつつ、条約の目的理念の実現に向けて積極的に貢献していきたいと

考えています。

○笠井委員 そういう意味では、国内体制の整備などは当然だと思っておりますが、関連法そのものに施行三年後の見直し条項などがあるということがあります。そういう際には、権利条約の水準にふさわしく見直すなど、不断に努力する、そういうことであるということでもよろしいですね。

○岸田国務大臣 しっかり取り組んでいきたいと存じます。

具体的には、国連に設置された障害者権利委員会への国別報告の提出、委員会による提案、勧告への適切な対応、こうした取り組みをしっかりとやっていかなければいけないと思っておりますし、それとあわせて、国内体制につきましても充実に向けて努力をしていきたい、このように考えます。

○笠井委員 本条約のもう一つの大きな特徴は、条約の作成交渉過程に当事者である障害者の代表が参加したことだと思えます。素案作成に当たって、委員会審議に、世界の障害者団体、NGOの代表らが、その都度発言の機会を得て、日本を含む協議参加国の代表団の顧問に加わるなど、障害者の参加のもとに条約案の審議が進められた。

こういうことについて、大臣御自身はどのように評価されているでしょうか。

○岸田国務大臣 NGOや障害者団体の皆様には、交渉の段階からさまざまな形で御協力をいただいたてきました。

具体的には、ただいま御指摘もありましたように、専門的知見を有する障害者団体の代表が政府代表団の顧問として交渉に参加していただきました

した。また、交渉に先立って、障害者政策担当省庁とともに、障害者団体等と意見交換を行わせていただきました。

こうした障害者団体等による貴重な貢献もあって、本条約は、障害者の人権、基本的自由を確保する上で大変重要な意義を持つ条約になったものと考えております。

また、国連総会のアドホック委員会の際にも、連日、多くの障害者、NGO関係者の皆様方の参加あるいは傍聴をいただいた、こういった点も指摘しておきたいと存じます。

○笠井委員 今大臣言われたように、日本政府の交渉代表団顧問の肩書で外務省とも協議を重ねてきた日本障害フォーラム、JDFの代表なども、そうした当事者である障害者の参加が原則として貫かれたということが大事だったというふうに述べておりました。条約の行方に注目する世界の障害者団体の間では、私たちが抜きにして私たちのことを決めないで、これが合い言葉になって、日本の障害者運動でも共通したスローガンになってきたと思います。

そこで、もう一問、岸田大臣、その関連なんです。この精神というのは、条約の第四条三項の規定にも反映されていると思います。日本政府として、本条約を実施するための法令や、それから政策の作成あるいは実施において、今後のことですけれども、また、障害者に関する問題についての意思決定の過程において、障害者と今後とも緊密に協議をして、障害者を積極的に関与させる、当然、その立場で臨んでいくということによろし

いですね。

○岸田国務大臣 NGOあるいは障害当事者の方々からは、条約締結に先立つ国内法整備の過程でも、障がい者制度改革推進会議、あるいは障害者政策委員会等を通じて、貴重な意見をいただきました。

政府としては、これらの貴重な意見をできるだけ反映させるよう努めてきたと認識をしておりますが、今後とも、本条約が意思決定過程への障害者の積極的な関与を定めている、こういったことを踏まえまして、障害者団体との連携につきましては、本条約の効果的な実施において、しっかりと大事にし、取り組んでいきたいと考えます。

○笠井委員 しっかり取り組むということ、やっていただきたいと思うんですが、本来、この条約審議自体が、やはり障害者団体、NGOの代表を参考人として招いて意見を伺う機会になるべきだったと考えております。そのことを理事会でも再三提案いたしましたが、実らなかつたのは残念であります。

当事者の皆さんから、総合支援法制定後も解決されていない利用者負担の問題、あるいは障害程度区分や介護保険制度の優先原則などの問題など、さまざまな御意見、要望、要求が寄せられております。

そこで、限られた時間なので、これは副大臣にお答えいただけると思うんですが、一つだけ取り上げますが、障害者への差別をなくすための実効ある法制度確立をという要望、要求でございます。

この点でいいますと、本条約の第五条では、平等及び無差別について、障害者の権利の平等を確保し、障害に基づくあらゆる差別を禁止することを規定しております。そして、障害者が権利の平等を実現していくために、合理的配慮が提供されることを規定しています。

ことし六月には障害者差別解消法が成立しましたが、本条約の批准を踏まえて、今後の課題もあると思うんです。例えば、何が差別かの定義、それから、必要かつ合理的な配慮は本条約の合理的配慮と同様であること、さらには、合理的配慮の不提供というのが差別であることなどを明記すべきという要望、要求も強くあります。

外務省としても、そういう当事者の意見をしっかりと受けとめて、条約に照らして必要な見直しを着実に行うように、これはもちろん当該の、直接の所管がありますが、そういう省庁との連携を強めるべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○三ツ矢副大臣 お答え申し上げます。

先生御承知のとおり、障害者差別解消法というのは、この条約の締結に向けた障害者施策の整備の一環でございます。障害者基本法の差別的禁止に関する条項を具体化したものであるというふうに承知しておるところでございます。

また、他方で、この法律の内容に対して障害当事者の方々からさまざまな意見が寄せられていることも承知しております。その一方で、この法律は、現段階では、反映できる障害者の御意見を最大限盛り込んで作成されたものというふうには認識をさせていただいております。

この条約の締結後、外務省としては、障害当事者の方々の御意見も踏まえながら、関係省庁と密接に連携しつつ、条約の目的、理念の実現に積極的に貢献してまいりたい、このように考えております。具体的には、国連に設置された障害者権利委員会への国別報告の取りまとめ、あるいは委員会による提案、勧告への適切な対応にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。また、これらのやりとりの周知広報等も積極的に実施していく所存でございます。

いずれにしましても、関係省庁と密接に連携をとりながら不断の努力をしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

**○笠井委員** 締結してからのというのがまた新たな段階になるわけで、それにふさわしくということを目指さなければならないと思います。

関連して、さらに、解消法でいいですと、事業者による合理的配慮の提供は努力義務とされておりますけれども、これを義務とする、あるいは、中立公正な第三者機関の設置で差別救済をすべきだという要求、要望も強くあります。

例えば、解消法をとってみますと、二〇一六年度の施行予定で、その三年後に見直すということを行っているわけでありませけれども、そういう点では、批准を機会にそれらを早めることも含めて、今の答弁に関連すると思うんですけども、やはり、関係省庁とも連携して、当事者の意見も踏まえてしっかりと今後臨んでいくということではよろしいでしょうか。

**○三ツ矢副大臣** そのとおりでございます。

これは、障害者基本法を改正して、障害者あるいは障害者関係団体の方々から、あるいは有識者等から構成されます障害者政策委員会というのが設置されておりまして、ここがいわばモニタリング機能も持つておるわけでございます。そういう機関との連携、こういうものを活用させていただきながら私どもとしては不断の努力を重ねてまいりたい、このように考えております。

**○笠井委員** 最後になりますけれども、本条約を含めて、一連の人権条約に伴う個人通報制度の問題であります。

これは、日本が受け入れていないということで、選択議定書を締結したいということになっておりますけれども、人権条約に認められた権利を侵害された個人が、国内で裁判などの救済措置を尽くしても権利が回復されない場合、救済の申し立てができるというこの制度は、条約の実効性を確保するという上で非常に大事だというふうに思いますが、当事者からも強くこのことが求められております。

去る十一月十三日の審議の中で、岸田大臣は、幾つかの検討課題があるということで、現在、個人通報制度関係省庁研究会を開催して検討を行っている旨の答弁をされました。

実は私、四年前にもこの委員会で女性差別撤廃条約の選択議定書について質問したときにも、外務省の答弁は、研究会を開催、検討を行っている、同様のことを答弁したわけでありませけれども、結局、ずっとそういうことが続いているわけです。よね、研究会をやっていますということ。

関係省庁、いろいろな意見があるんですけども、いろいろ改めて伺うんですが、どの省庁が集まって、いつから、どのようなことについて研究、検討してきて、今どういうことになっているのか、そして、一体いつまでかかるということをやっているのかということについて、これは大臣の御答弁に関連したので、お願いしたいと思います。

**○岸田国務大臣** まず、この研究会、どういった省庁が集まっているかという御質問ですが、内閣府、法務省、文科省、厚労省、国交省、農水省、総務省、防衛省、こういった省庁が集まっております。

そして、どのような議論を行っているのかという御質問でございますが、この個人通報制度について、平成十一年十二月から関係省庁との間で検討が続いているわけですが、これらの検討の中では、他の人権諸条約に基づき設置された委員会等に対する他国の個人通報事例における委員会や関係国の対応、こうした実例につきまして研究をしてきております。

そして、この見通しも御質問いただきましたが、現時点では、今後の確たる見通しを申し上げることは難しいと考えております。先日も答弁させていただきましたように、我が国の司法制度あるいは立法制度との関連において、まだ解決しなければいけない、整理しなければいけない課題は残っていると考えております。

**○笠井委員** 各国それぞれいろいろ制度はありますが、多くの国が今これに入っているという状

況の中ですので、課題を解決するというか、そのことというのは非常に大事な事になっていて、急がれなさいいけないと思うんですが、今挙げられました関係省庁との間で、いろいろと研究会でやっているということなんですけれども、そういう点では、特にその中でも外務省の役割というのか、条約を直接担当する外務省としてのイニシアチブが求められているんじゃないかと思うんですね。

外務省は、二〇一〇年四月に、省内に人権条約履行室を立ち上げて、引き続き、各方面から寄せられる意見を踏まえつつ、同制度の受け入れの是非について真剣に検討を進めていくということで、人権差別撤廃条約の七回、八回、九回の政府報告の中で述べているわけでありまして。

今回の条約締結を契機にしながら、やはり早急に結論を出していくということで、確たることを言うのは難しいという御答弁だったんですが、やはり大臣として、外務省としてのイニシアチブというか、そういう点でいうと、ぜひ、各国の状況もあるし、この条約の重要性に鑑みてということ、これぐらいまでにはやろうじゃないかということも含めて、やはり示しながらまとめたいということ、役割を果たすべきじゃないかと思うんですけれども、そこはいかががでしょうか。

○岸田国務大臣 まず、個人通報制度につきましては、人権関係の諸条約の実施の効果的な担保を図るとい趣旨から、注目すべき制度だとは認識をいたします。

そして、検討が続いているわけですが、この議論の中で、国内の確定判決と異なる内容の見解が

示された場合、あるいは裁判係属中の事件についての見解が示された場合、あるいは通報者に対する損害賠償や補償を要請する見解が示された場合、あるいは法律改正を求め見る見解が委員会から示された場合、こういった場合にどう対応するのか、我が国の司法制度や立法政策との関係でどう対応するかを検討しなければいけないということになるわけですが、これらの問題はかなり慎重な検討を要する、こういったことで議論が続いていると承知をしております。

これはそれぞれ大変重たい課題でありますので、今の時点で具体的にいつまでという見通しを申し上げるのは、なかなかこの場では難しいと認識をいたします。

○笠井委員 課題があるということですが、やはり外務省の役割は大きいと思うんです。

やはり、もともとのこの通報制度の趣旨自身が、人権条約に認められた諸権利を侵害された個人が、国内でいろいろと救済措置を尽くしても回復されないときの申し立てということでありますので、そのことに立ったときには、当然やはり、それに照らしているいろいろな問題を解決しながら、きちんと入っていくということをやっていく必要がある問題だと思っておりますよ。

この個人通報制度というのがそういう形でクリアできれば、それで受け入れるということになれば、これは女性差別撤廃条約を初めとして一連の問題に全部かかってくるわけですから、ここは本当に人権を保障する上で大きな課題になってくると思えます。ぜひ外務省としてのイニシアチブを

發揮していただきたいと思えます。

条約の批准となれば、これからのいよいよ重要であります。世界で当然の流れとなっている障害者の権利保障を実現させるために、政府として違憲訴訟の和解もしたわけでありまして、政権がかわっても、政府には基本合意や骨格提言を尊重する重い責任があります。とりわけ、当事者の意見があらゆる場で反映されるように、政府としてもこの条約批准を契機にさらに力を尽くすことを強く求めまして、質問を終わります。